

〔保曆間記〕下土御門院阿波院宮承久ノ亂ノ時、二歳ニ成セ賜ケリ略中義景草深キ庭中ニ畏テ、破

タル御簾ノ内ヲ守テ、御位ヲ讓セ給候御使參テ候ト三度直奏ス略中頓テ義景大番ナリケレバ、

扉例タル門ノ脇ニ唐笠張立テ、陣屋ニシテ奉守護略下

〔親元日記〕寛正六年七月卅日乙亥、八朔御禮親元例年申次分略中春日社御師判部少進上紙百束、

御返一重 貴殿 唐笠十本 御返 絹一疋略下

〔毛利家記〕二扱秀元此御舟何方へ付可申候カト窺セ給へバ、アノ濱へ付サセヨトノ御詔ニテ、豊

前大裏ノ浦人ノ家村ヨリ、七八町北ニ吹上ノ白濱へ、御船ヲ漕付テ御上リナサレシ、御床木ト御

サシ笠ヲ、御小性衆取寄給ヒ、濱ニ毛氈ヲ敷御床木ヲ立給へバ、御床木ニカ、ラセ給フ、御小性衆

御笠ヲサシカケ被申シ、

〔老人雜話〕上伏見の豊後橋にて、東照宮の傘指たる者と争ひ取て、藤堂和泉守指かけたるも正宗

に同じ、

〔見た京物語〕公家衆青紙の傘をさゝる、是は冠の爲と見へたり、夫より地下の女の用となりし

か、

〔八水隨筆〕松平大學頭殿、雨中登城の節、つか袋の代りに、甚小き傘を大小の上へかさされし也、定

て深き思慮も有べけれど、外見不雅なり、

〔守貞漫稿〕三今世三都トモニ傘之下商人アリ、昔ヨリ有之テ、何ノ時始ルチ知ラズ、大略徑リ也、

故ニカサノシタト云、行人多キ所ニ有之、給ノ類路上商專ラ用之、中略、下略、三都

トモニ今モ丈餘ノ大傘ヲ用フレドモ、京坂唯傘ノ下ト云ハ、彼酒店ノコト、ス、

〔倭訓栞〕前編六かさ 今だいかさ、たてかさといへる物は、大の字音をよび、たては大傘地に立べ

きをいふなるべし、

立傘

〔貞丈雜記〕八調度一立傘カサとして、からかさを黒き袋に入れ、臺笠ダイカサとして、笠カサをも袋に入れ、棒を付て持する